

## 市原市剣道連盟会則

全部改正 平成23年2月25日制定

一部改正 平成23年9月23日制定

一部改正 平成29年2月11日制定

(目的)

第1条 本会は、財団法人全日本剣道連盟が定める剣道の理念に則り、剣道競技の技術の向上と普及発展を図ると共に財団法人市原市体育協会の構成員として市民の健康、体力の保持・増進並びにスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、市原市剣道連盟（以下、「連盟」という。）という。

(事業)

第3条 連盟は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

(1) 市民大会等各種の剣道競技大会の開催に関する事。

(2) 審査等に関する事。

ア 級審査会の開催

イ 初段、二段、三段までの審査会の開催

ウ 四段から八段までの審査及び称号審査のとりまとめに関する事。

エ 前各号の申請及び登録に関する事。

(3) 講習会、稽古会の企画・運営に関する事。

(4) 前項に定めるものの外、目的を達成するために必要な事業に関する事。

(事務局の所在地)

第4条 本会の事務局の所在地は事務局長の居所に置く。

(会 員)

第5条 会員及び賛助会員（他の市町村剣道連盟に属している者をいう。）は、市原市民に加え、市内に勤務又は通学している者であって第1条の趣旨に賛同する者をいう。

2 連盟は、会員が著しく剣道の理念を傷つける行為が認められたとき理事会に諮り退会させることができる。

3 賛助会員は本連盟が主催する事業に参加することができる。

(会員の責務)

第6条 会員及び賛助会員は、連盟の一員として全日本剣道連盟が定めた剣道の理念を尊重し、自己の修養に努めると共に人間形成の道を修める者として常に誇りと社会的責任を自覚し、剣道の普及、発展に努めなければならない。

(組 織)

第7条 連盟は第5条第1項の会員によって構成し、効率的、効果的な連盟の

運営を図るため、次の組織を設置する。

- (1) 理事会
- (2) 役員会（第8条に定める役員）
- (3) 常任委員会
- (4) 総務委員会
- (5) 審査委員会
- (6) 審判委員会
- (7) 強化委員会
- (8) 事務局

（役員）

第8条 連盟に次の役員を置く。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 相談役 若干名
- (3) 会長
- (4) 副会長 4名以内
- (5) 理事長
- (6) 副理事長
- (7) 理事 25名以内（3号から6号を含む。）
- (8) 運営委員 30名以内（
- (9) 監事 2名
- (10) 事務局長

（役員を選任）

第9条 役員は次により選任する。

- (1) 会長は、顧問、相談役の推薦により、理事会が承認する。
- (2) 副会長は、会長の指名による。
- (3) 理事長及び副理事長は理事の互選による。
- (4) 理事は別に定める選出区分により選出する。
- (5) 監事は理事会で選出し、会長が選任する。
- (6) 事務局長は理事会で選出し、会長が選任する。
- (7) 運営委員は各委員会を担当する理事によって選出し、理事会が承認する。

（役員任期）

第10条 役員任期は3年とする。ただし再任は妨げない。（平成29年2月11日改正）

（役員所掌事務）

第11条 役員所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 顧問は連盟の運営に関し、総括的な立場で指導、助言をする。

- (2) 相談役は連盟の運営に関し、指導、助言をする。
- (3) 会長は連盟を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは又は欠員のときはその職務を代行する。
- (5) 理事長は、組織の運営、各種事業の執行責任者としてそのとりまとめと共に、会長、副会長に事故あるとき又は欠員のときはその職務を行す。
- (6) 副理事長は、理事長に事故あるとき又は欠員のときはその職務を代行する。
- (7) 事務局長は、連盟の事務並びに会計事務をする。
- (8) 監事は、連盟の財産の状況を監査する。

(理事会・役員会)

第12条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事会は理事総数の二分の一以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することが出来ない。
- 3 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項について意思を表示した者は出席とみなす。
- 4 理事会の議長は理事長がする。
- 5 理事会の議事は出席理事総数の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- 6 理事会の議事については議事録を作成し、会長の確認を得なければならない。
- 7 役員会は前各項の規定を準用する。

(理事会の所掌事務)

第13条 理事会は次に事項を所掌する。

- (1) 年間の事業計画に関すること。
  - (2) 予算・決算に関すること。
  - (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (4) 会員及び役員の表彰に関すること。
  - (5) その他、連盟の運営に関すること。
- 2 会長は、急施を要する場合並びに軽易な事務については理事会の議決を省略し、事業を実施することが出来る。その場合、直近の理事会に報告し承認を得なければならない。

(役員会の所掌事務)

第14条 役員会は前条第1項第1号及び第2号に関すること。

(会員登録)

第15条 会員及び賛助会員は、別紙会員登録書により、毎年5月末までに会費を添えて届けなければならない。

- 2 会員登録事項に変更が生じた場合は速やかに変更届け出をしなければならない

ない。

3 会員及び賛助会員の資格が消滅した場合にあっても、納入した会費は返還しないものとする。

(会計年度)

第16条 連盟の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

(連盟の経費)

第17条 連盟の経費は次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費（賛助会費を含む。）
- (2) 審査料及び登録料
- (3) 参加費
- (4) 補助金
- (5) 寄付金
- (6) その他雑収入

(会計報告)

第18条 会長は、当該年度の事業計画、予算並びに前年度事業結果、決算を理事会の議を経て、役員会に諮り承認を得なければならない。

(委任)

第19条 会長は、連盟の運営に必要な事項については別に定める。

附則

第1条 この会則は、平成23年4月1日から施行する。

第2条 平成4年4月1日施行の市原市剣道連盟会則は廃止する。

第3条 第9条の規定は制定日から施行する。

附則

第1条 この会則は平成23年4月1日から施行する。

付則

第1条 この会則は平成29年3月1日から施行する。

## 市原市剣道連盟会則施行細則

全部改正 平成23年2月25日制定

一部改正 平成29年2月11日制定

会則19条に基づき運営に必要な事項について次のとおり定める。

(会費)

第1条 会則第15条第1号の会費は以下のとおりとする。

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 六段以上又は称号授有者     | 3,000円 |
| (2) 四段, 五段授有者       | 2,000円 |
| (3) 三段以下(高校生以下を除く。) | 1,000円 |
| (4) 高校生             | 800円   |
| (5) 中学生             | 500円   |
| (6) 小学生             | 300円   |

2 賛助会員の会費は前項1号及び2号を2000円、3号を1000円、4号から6号までを300円とする。

3 会費の基準日は、4月1日とし、納入期限は5月末日までとする。

(審査料・登録料)

第2条 審査料は次のとおりとする。

- |          |       |
|----------|-------|
| 1級       | 1600円 |
| 2級から6級まで | 1100円 |

2 登録料は次のとおりとする。

- |          |       |
|----------|-------|
| 1級       | 3000円 |
| 2級及び3級   | 1000円 |
| 4級から6級まで | 800円  |

(審査料の返戻)

第3条 連盟は、受審者がやむを得ない事由により審査を受けることが出来ない場合にあつて、昇段審査にあつては全日本剣道連盟及び千葉県剣道連盟の規定により返戻する。

級審査にあつては審査日の10日前までに取り消しの申し出があつた場合は全額返戻する。

(委員会の組織)

第4条 会則第7条に定める委員会(事務局)の組織は、担当する理事(委員長を含め3名)並びに運営に必要な委員(以下、運営委員という。)をもって構成する。

(常任委員会の事務)

第5条 常任委員会は、正・副会長、正・副理事長、総務、審査、審判、強化の委員長及び事務局長で構成し、その事務は連盟の重要事項の方針に関する

こととする。

(総務委員会の事務)

第6条 総務委員会の事務は次のとおりとする。

- (1) 連盟の事業の企画、立案及び運営に関すること。
- (2) 剣道の普及・啓発に関すること。
- (3) 会員及び団体の表彰及び慶弔に関すること。
- (4) その他、他の委員会に属さない事務に関すること。

(審査委員会の事務)

第7条 審査委員会の事務は次のとおりとする。

- (1) 級審査会及び千葉市との合同審査会の運営に関すること。
- (2) 前号の運営に必要な審査員、立会及び補助役員の選任に関すること。
- (3) 千葉県剣道連盟主催の審査会への役員の選任に関すること。
- (4) 日本剣道形及び木刀による基本技の指導・普及に関すること。

(審判委員会の事務)

第8条 審判委員会の事務は次のとおりとする。

- (1) 審判技術の向上並びに審判法の指導に関すること。
- (2) 市民大会等、各種大会の審判並びに大会の運営に必要な役員を確保すること。
- (3) 審判講習会の開催に関すること。

(強化委員会の事務)

第9条 強化委員会の事務は次のとおりとする。

- (1) 剣道の技術の向上及び普及に関すること。
- (2) 県民大会等、各種大会に出場する監督及び選手の選考並びに強化に関すること。
- (3) 交流試合及び遠征試合の企画、実施に関すること。

(事務局の事務)

第10条 事務局の事務は次のとおりとする。

- (1) 連盟の事務全般に関すること。
- (2) 理事会に関すること。
- (3) 会計事務に関すること。
- (4) 関係機関からの文書の収受、発送に関すること。
- (5) 各種大会、講習会及び審査会の運営に関すること。
- (6) 段及び級審査会の案内から受審の申し込みまでの事務並びに全日本剣道連盟への登録及び合格証書の発行に関すること。
- (7) 会長印の保管に関すること。

(理事の選出区分)

第11条 会則第9条第1項第4号の理事の選出区分を次のとおりとする。

[ 選 出 区 分 ]	[ 人 数 ]
(1) 会長推薦	10名以内
(2) 道場（小学生指導者等）	
ア 姉崎地区（錬心館市原道場・住友剣友会・斯道館）	2名以内
イ 市津・市原地区（八幡流水館・市津剣友会・龍成館）	2名以内
ウ 五井・三和地区（中央武道館・尚武館・市原少年剣道会）	2名以内
エ 南総・加茂地区（清風会・内田剣友会）	1名以内
(3) 市原市小中学校体育連盟剣道専門委員会	2名以内
(4) 市原地区高等学校剣道専門委員会	1名以内
(5) 千葉県社会人剣道大会実行委員会	1名以内
(6) 官公庁（市原刑務所・市原市役所・県関係機関）	2名以内
(7) 女性剣道会	1名以内
(8) 居合道	1名以内

（級審査会等の報酬）

第12条 審査員等の報酬は、次のとおりとする。（平成29年2月11日改正）

- 1 千葉市・市原市剣道連盟合同審査会であって、開催場所が千葉市の場合は一万円、市原市の場合は七千円とし、級審査会にあっては五千円とする。
- 2 事務従事者及び立会者は、報酬区分は前項を準用し、その額はそれぞれ七千円、五千円及び三千円とする。
- 3 講習会の講師謝礼は、4時間以内の場合は五千円、4時間を超える場合は一万円とする。

附則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成4年4月26日施行した市原市剣道連盟会則施行細則は廃止する。
- 3 第11条の規定は制定日から施行する。

附則

- 1 この細則は平成23年4月1日から施行する。

付則

- 1 この細則は平成29年4月1日から施行する。